

8月定例教育委員会議事録

平成23年8月16日(火) 10:30～

委員長 ただいまから平成23年8月定例教育委員会を開会します。よろしくお祈いします。それでは教育総務課長から、日程説明をお祈いします。

1 日程説明 教育総務課長

教育総務課長 お手元の日程表をご覧いただきたいと思ひます。まず一般報告が教育長からございませう。議事といたしまして、議案第1号鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について他3件、報告事項、報告事項ア全国大会等で活躍した児童・生徒に対する教育長表彰について他12件でございませう。よろしくお祈いします。

委員長 はい。続いて、教育長から一般報告をお祈いします。

2 一般報告 教育長

教育長 はい。一般報告を行います。7月21日、台湾からライオンズクラブの招きで交換交流ということで大学生が表敬訪問をされました。チェンチェンという方でございませう。21歳、台湾との交流を大事にしたいという話でございませう。

7月20日～27日まで、ブラジル・アリアンサ鳥取村入植85周年記念事業がありまして、鳥取県の代表として教育次長が参加をいたしました。たいへんハードなスケジュールであったようでありませうけれども、アリアンサに行って無事に帰っていただきましたけれども、日本人学校に行かれて激励をされてございませう。

それから7月25日でありませうけれども、日本体育協会100周年を迎えておりまして、その100周年記念事業として小学生の作文コンクールをいたしました。そこで1位の最優秀賞を取りました大山町小学校の牧はるかさんが表敬をされました。トライアスロンに自分が挑戦していったその頑張った体験記が高く評価をされておりました。

7月25日～8月9日に掛けまして6回にわたりまして事務局全職員を対象に人権研修を行いました。東部地区では4回、中部・西部地区では各2回ずつ、会場におきまして実施をいたしました。

7月26日には、平成24年度国要望に係る国会議員説明会がございまして、東京で県選出の全国会議員にこの要望をいたしました。またその後、文部科学省の事務次官あるいは初中局長さん等に、少人数学級の実施あるいは耐震化のさらなる推進というようなことを直接要望をいたしました。

7月27日には第43回全国公立小中学校事務研究大会鳥取大会がございまして全国から2000名を超える事務職員の方、被災地のほうからもたくさん来ていただきました。挨拶をしました。午後には片山総務大臣の講演もございませう。

それから続いてまた青森に行きまして、7月27日から29日まで今年からブロック開催になりましたインターハイの応援に行きました。インターハイ北東北大会ということで、この鳥取県選手団の団長として行進をして、激励をいたしました。ソフトテニスから新体操を激励しました。それから女子バレーも激励をいたしました。相撲も個人戦が終わった後で激励をいたしまして、「団体戦頑張れよ」というふうに激励しましたら、見事に優勝してくれまして非常に喜んでお祈います。

7月28日には中国地区市町村教育員会連合会研修大会がございまして、委員長にご出席をいただきました。

それから8月4日でありませうけれども米子コンベンションセンターで第17回全国学校図書館夏期セ

ミナーがございました。それから来年の全国大会のプレ大会ということであります。来年は米子で2000人規模の図書館大会がございます。そこで挨拶をさせていただきました。8月8日には委員長、委員とともに、小田原、彦根城を視察いたしました。周辺との学校の関係等を調査いたしました。

8月9日には鳥取西高の整備のあり方検討会の座長から6回のまとめの報告をいただきました。

そして同じく8月9日には第6回公立鳥取環境大学設立協議会がございました。その席でオープンキャンパスに参加した生徒が昨年夏の方は264名でしたが、今年は675名に増えたとか、少し前の6月分では昨年104に対して264ということで大きく増えております。特に県外の予備校等からの相談会等がこの開催の利用数がある、この関心が高いというところであります。それに比べて県内からのオープンキャンパスの参加者が少なく、蓋を開ければ県内がいなかったということにならないように高等学校のほうにもさらなるご理解と周知をお願いしたいという話でございました。

8月10日には中国地区高等学校副校長、教頭会がございまして、挨拶をしました。あわせて同日、倉吉総合産業高校の前田祐也君、高校からレスリングを始めて、このグレコローマンスタイル69キロで優勝しまして、世界大会がハンガリーでありますけれども、それに出場するということで、「金メダルをとってくる」というふうに確約をしておりました。その割には後のインタビューで「これから体を鍛えて」と言っていましたので、大丈夫かなと思ったのですけれども、非常にさわやかな高校生でありました。以上でございます。

委員長 はい。ありがとうございました。

では、議題に入ります。本日の署名委員さんは中島委員さんと坂本委員さんをお願いします。

では、議案第1号について説明してください。

3 議事

[公開]

議案第1号 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について 教育総務課長 説明

教育総務課長 それでは議案第1号をご覧いただきたいと思っております。事務処理権限規程の一部改正事案がございましたので、議案を提出いたしましたものでございます。おはぐりいただきまして、スポーツ振興法の全部改正に伴いまして、事務処理権限区分の改正を行うものでございます。スポーツ振興法は今年6月にスポーツ基本法という法律に改正されました。右のページをご覧いただきますと、スポーツ振興法から基本法に替わりまして、そこに太線で囲っておりますけれども、振興計画の策定に係る教育審議会への意見聴取といった内容が法律から削除されました。それに伴いまして新しい法律では、スポーツ推進に関する計画の決定のみという形になりましたが、この決裁権限が引き続き教育長に残るということで、所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

委員長 何かご質問ありますでしょうか。

教育長 これ施行が8月24日というのは何ですか。日付が8月24日というのは。

教育総務課長 8月24日というのは、スポーツ振興法が6月24日に公布されて施行日がそれから2カ月後ということで、政令で8月24日に定められたものでございます。もともと、後ほどご説明しますけれども、法律の改正に伴いまして、条例の改正も実はございます。それも同じように知事のほうで専決処分いたしておりますので、また後ほど協議のほうで報告したいと思っております。

委員長 よろしいようですので、議案第1号は原案どおり決定いたしました。

続いて議案第2号を説明してください。

[公開]

議案第 2 号 平成 2 4 年度鳥取県立高等学校募集生徒数について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。平成 2 4 年度鳥取県立高等学校募集生徒数についてお諮りいたします。4 ページ見ていただきますと、変更点を書いてあります。昨年度からの変更というのは、鳥取工業高校の建設工学科がコース制をやめて建設工学科として募集するようになったということで、人数は変わりませんが 3 8 という数になっているという、それだけでございます。それから私学が昨年と募集生徒数が変わらないとして、公私比率といたしましては 7 7 . 6 対 2 2 . 4 というような数字になっております。このような形で、2 4 年度の募集生徒数についてお諮りしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員 これ母数はどうなんですか。中学校 3 年生の母数というのは、去年と今年と来年と比べて。

参事監兼高等学校課長 去年より生徒は若干増えております。あと詳細な数字は後で述べさせていただきます。

委員 若干増えているんですか。

参事監兼高等学校課長 すみません。

教育長 1 1 1 人増えていますね。

参事監兼高等学校課長 昨年と比べて、1 1 1 人全部で増えております。

教育長 2 3 年度は 5 1 5 人だったんですね。5 1 5 人どんと減って、次の年はまた 1 1 1 人増えて、また 2 5 年度が 1 8 9 人減るといふ、非常に波が今あるところです。

参事監兼高等学校課長 その 1 1 1 人増えたということで、策定倍率も昨年よりちょっと上がって 1 . 0 7 ということです。

委員長 そこだけの変更ですね。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議案第 2 号は原案どおり決定しました。

続いて議案第 3 号を説明してください。

[公開]

議案第 3 号 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 議案第 3 号鳥取県立学校管理規則の一部改正についてお諮りいたします。1 ページを見ていただきますと、鳥取商業は平成 2 2 年から、鳥取湖陵、八頭、倉吉東、倉吉農業、境高、境港総合技術の 6 校につきましては平成 2 3 年度から 1 学級の減という格好で推移しております。そういう形で収容定員が現行からこの改正後という格好の数字になっております。また、倉吉総合産業高校につきましては、機械システム科を機械科に、電気システム科を電気科に、マルチメディア技術科を情報科にと改めておまして、特に全体の収容定員には変わりはありません。変更点以上のとおりです。よろしくお願ひいたします。

委員長 はい。よろしいでしょうか。2 4 年度までの計画に基づいた分でございますね。

教育長 鳥商が 2 4 年で完成するんだよね。

参事監兼高等学校課長 はい。2 4 年度で完成です。

委員長 議案第 3 号は原案どおり決定いたしました。

続いて議案第 4 号を説明してください。

[公開]

議案第4号 文化財の県指定について
文化財課長 説明

文化財課長 はい。議案第4号文化財の県指定について、議案として提出させていただきます。これは県の文化財保護審議会のほうに教育委員会のほうから諮問していた案件のうち3件が、先般8月1日の審議会で答申されました。それを受けましてこの度、指定案件として議案として提出するものでございます。指定案件は3件でございます。参考資料として詳しい資料を付けさせてもらっております。1ページをお願いします。県指定保護文化財、これは建造物です。これは昨年、平成22年7月に諮問された大山町の所子にあります南門脇家住宅です。参考資料の4ページのほうに写真を載せております。左上のほうにこの南門脇家住宅全景を載せております。これが南門脇家住宅で、電信柱の横に見えるちょっと茅葺きの屋根、これが既に国の文化財に指定しております本門脇家住宅、このあたりがあとプラス東門脇家住宅が登録有形文化財ということで、この地方の歴史的景観を非常に顕著に表わしているという面、それからこの南門脇家住宅の主屋のほう、こちらのほうが江戸時代後期の上層農家の住宅形式を伝えているということ、それから6ページを開いていただきますと左側の写真、これが裏座敷、新蔵等ありますけれども、明治末期から大正期に増築された座敷が時代の好みをよく示している等、その歴史的価値が高いということで、この度、県の指定保護文化財に指定するものでございます。

続きまして、指定案件としましては議案の2ページにあります、県指定史跡1点でございます。新井三嶋谷墳丘墓です。これは平成23年1月に諮問されました岩美町の岩美南小学校に隣接する古墳であります。これは小学校建設に伴って発見されまして、それ以降、岩美町の指定史跡に指定されて、今、史跡公園として整備されております。こちらのほうは参考資料の8ページのほうに写真をまた付けております。埋葬史跡としては4基が設置されておまして、特に弥生時代後期初頭に築かれた墳丘墓としては国内でも最大級の規模であること、それから墳丘墓ですけども、貼り石の状態とか、それから墓の上で意図的に破壊された物片があることなどから、弥生時代墳丘墓として特徴的な要素が良好な状態で保存されていると、特に鳥取県東部地区の弥生時代の墓制の制度や、社会構造などを探るうえで極めて高い学術的価値を持つということから、このたび県の史跡に指定しようとするものでございます。

最後の案件です。議案では3ページ、県の記録作成等を講ずべき無形の民俗文化財の選択ということで、名称としましては弓浜半島のトンド、所在地としては広くありまして、米子市、境港市、南部町、伯耆町、そういうところに広がっているものであります。参考資料の一番後ろの10ページのほうに写真をつけております。トンドっていうのは基本的に正月の飾りを焼くような形であるんですが、この弓浜半島では4つの点で特徴があるということで、10ページにあります写真の左上、トウワタシ、これは普通、神主さんという職を持った人ではなくて、民間の方が、毎年トウワタシということで、代表を選んで、その方がこのトンドを主催していくということ、それからトンド立てっていうのは普通のトンドと同じように火を使って焼くんですけども、その下の神幸行列、これはトウワタシのところから、歳徳神というものを乗せた神輿や囃子、獅子舞などが地域内を練り歩くという神幸行列、それから火渡し、こういう4つの形になっておまして、こういう歳徳神を神輿に乗せて回るのは、歳徳神信仰のあり方を考えるうえでも興味深く、全国的にも類を見ない独特の行事であるということでございます。それから、先ほど申し上げました職業神主ではなくて、1年交代の頭屋が行事の中心になるということで、国家神道関与以前の日本の古い形態を示していて貴重だということです。このたび指定ではなくて、選択というのをあげておりますが、9ページの下に参考で書いておりますけども、まだ範囲が広いということと、それから、特に1点1点を指定するということまでいってませんので、まずは選択ということで、今後、過去の状況も含めまして、記録を作成し、その中で貴重なものについて個別に指定していくという流れを作りたいというもので、県の選択としては本件が初めての選択になるということでございます。国の選択としては麒麟獅子とか、そういうものが入っております。以上の3点を議案で提出させていただくものでございます。よろしくお願いたします。

委員長 はい。

教育長 はい。委員さん。境港も、指定の範囲に入ってますけども。

委員 境港ね、やってますね。でも、あまり境港ではちょっと聞かないですね。米子のほうの弓浜地区は盛んなのかな。

委員 これは来年からこの記録をするということになるわけですか。

文化財課長 はい。今も調査は進めていますので、今年度、来年度では報告書をまとめるということを決めております。

委員 90箇所もあるから、その中から適当に特徴的なものをいくつか選んで、写真を撮ったり、何かビデオをまわしたりとかするんですね。

文化財課長 はい。

委員 大山の門脇家っていうのは参考までに、本門脇家がありますよね。東、南、西。

文化財課長 今回は南が県指定で。

委員 今回はね。全体としては、構図的には。

文化財課長 東方は東門脇家というのが登録。

委員 北はないんですか。

文化財課長 北は、分家さんはたくさんあるというふうには伺っているのですが、そういう名前になっているかは、確認させてください。

教育長 次の委員さんのビデオをまわして記録を作成するのかというご質問。

文化財課長 報告書がどういう形になるかあれですけども、今そういう情報を集めているところです。

委員 調査はどういう方に依頼されるのですか。

文化財課長 審議会の委員さん等1、2名にお願いして、ずっと調査にまわってもらっておりまして、そういった過去の資料等も並べまして、ここにある和田地区とかはきちんとした形を取っておられるようなので、そういうところを中心に指定していくことになるのかなと。

委員長 よろしいでしょうか。議案第4号原案どおり決定しました。

続きまして報告事項に移ります。報告事項案アについて説明願います。

[公開]

報告事項ア 全国大会等で活躍した児童・生徒に対する教育長表彰について
教育総務課長 説明

教育総務課長 はい。全国大会等で活躍した児童・生徒に対する教育長表彰についてご報告いたします。資料をおはぐりいただきしたいと思います。今、お手元にちょっと新聞記事も配布させていただきましたが、昨年の暮れから今年上半期にかけて、全国規模の大会等で表彰を受けられた方々に表彰を行なったものでございます。まず小学生で西伯小学校の亀尾美緑さん、そこに「ザリガニつりから考えたこと」ということで地球にやさしい作文・活動報告コンテストで、優秀賞2位相当に該当するというで表彰したものでございます。それから中学生、高校生でございますが、まず聾学校の中村開知さん、当時2年生でございますけども、その新聞記事の「雨の日には」という写真で銀賞、2位相当を受賞されたものでございます。同じく聾学校の高等部の須崎陽子さん、当時3年生でございますけども「絆」というタイトルで銀賞、これも2位相当に値するものでございます。

それから2ページでございますけれども、今度はスポーツの関係でございますが、城北高校の相撲部個人並びに団体で、第95回金沢大会におきまして個人も団体も優勝ということでございます。それから県立倉吉総合産業高等学校の前田祐也さん、これはレスリング大会でカデットの部で優勝ということで、前田祐也さんは8月23日～28日に掛けてハンガリーで開催されます世界カデット選手権にも出場されるそうです。このカデットというのは対象が16歳、17歳ということで、どうも語源をたどり

ますと、士官候補生を対象にしたというような意味があるようでございます。この表彰は全国で3位相当以上の受賞者に表彰をするものでございます。以上でございます。

委員長 はい。よろしいでしょうか。ご質問ありますか。

委員 聾学校のお二人の受賞、昨年ですよ。そうすると3年生だった須崎さんとかはもう卒業されているんですか。

教育総務課長 そうですね。はい。

委員 これ、せっかくだからもうちょっと早くできたらと思いますね。

教育総務課長 はい。学校のほうからの推薦を受けて我々も表彰しておりまして、例年、半年ほどちょっと固めて表彰していますので、どうしてもこうなってしまいますけども、できるだけタイムリーに推薦いただくように学校のほうにはお願いしようと思っています。

委員長 それでは続いて報告事項イを説明してください。

[公開]

報告事項イ 鳥取西高等学校整備のあり方検討会の検討結果報告書について
教育環境課長 説明

教育環境課長 はい。鳥取西高等学校整備のあり方検討会の検討結果報告書についてご報告させていただきます。この検討会では昨年8月2日に設置いたしましたから第6回にわたりまして検討をいただきまして、先ほど一般報告にもございましたが、8月9日の日に座長のほうから教育長のほうにご報告いただきました。その概要をご報告させていただきます。報告書は2ページ目からですが、新聞報道等で両論併記とかの報道もされましたが、大まかには耐震化を急ぐべきとの意見が大数を占めまして、一部、現地改築案で文化庁に申請して、その文化庁の意見を明確にすべきではないかといったところが、意見の一致が図られなかったというところでございます。検討結果につきましては2ページ目の「記」以下に、1番生徒の安全確保、2番教育環境の改善、3番文化財の保護、4番文化財と学校の共存ということでまとめていただいております。5番目の史跡外への移転につきましても異なる2つの意見がございまして、意見の「ア」といたしましては移転先の確保の検討など移転に向けた具体的な取組を教育委員会の責任で進めるべきであるといった意見が「ア」のほうでして、「イ」のほうといたしましては具体的な移転については将来の検討に委ねるべきであるといった意見のところについては意見の一致が図られませんでした。

4ページ目には委員名簿ですとか開催状況等を記載しております。今後、この報告書を基にいたしまして、教育委員会としての鳥取西高の整備方針を検討いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

委員長 何かご質問等ありますか。

教育長 これからの大きな検討事項になりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 続きまして、報告事項ウを説明してください。

[公開]

報告事項ウ 平成22年度全国小・中学校不登校児童生徒の状況について
小中学校課長 説明

小中学校課長 はい。報告事項ウ、平成22年度全国小・中学校不登校児童生徒の状況につきましてご報告させていただきます。1ページをご覧ください。右上の方に鳥取県のグラフがございまして、下が小学校で109人、上が中学校で526人でございます。この人数が下の大きなグラフでいきますと割合の推移として全国のものとはべております。0.33と四角で囲んでおりますのが小学校の

割合でございます。3.14が中学校でございます、中学校が2年連続伸びておるところでございます。昨年に引き続きまして増加している全国の割合を上回っているところでございます。

2ページの上の方に簡単な表を付けております。一方で登校できるようになった児童生徒の割合でございます。平成22年度のちょっと広がっている表のところは42.2%、46人の児童が復帰しております。その下の32.5%の全国に比べますと10%高いと、それからその下の44.7%、228人が復帰を果たしております。復帰率は全国に比べて小・中学校とも上回っているところでございますが、2番目の本県の学年別男女別の状況につきまして詳しい表を付けております。例えば中学校の1年生、117人という数字がございます。下の印32人は前年度から不登校の状態が続いている数でございます。その32人を117から引きますと85人、新たに中学校で不登校の30日以上欠席をした不登校になったという生徒が35人いまして、同じ計算を中2、中3としていきまして、先ほど申し上げたように、中2でも86人、中3でも71人ということで学年が上がっても著しい減少は見られない、新たに不登校になる人数は減っていないという特徴の部分に、特に危機感を持っております。

不登校のきっかけにつきまして下のほうに、これはあくまでも主なものでございますけれども、これも例年とそんなに変わらず、いじめを除く友人関係をめぐる問題が中学校で多くございます。それから、無気力、不安などの情緒的混乱というところが中学校で特に多いです。若干最近増えておりますのは、親子関係をめぐる問題というものが増えてきつつあるのではないかと見ております。

3ページをご覧になっていただきますと、特に効果のあった学校の措置につきまして、小学校、中学校で若干、山は違っていますが、家庭訪問、あるいは保護者との協力、電話あるいは迎えというようなところ、家庭との連絡を取りながら、学校のほうが担任、あるいは教員のほうが家庭と連携をとりながら少しずつ人間関係をつくっていくというところに特に効果があるのではないのかと。スクールカウンセラーのほうは、中学校で顕著な成果がある数字が出ております。分析もご覧になっていただくとありがたいですが、本年度の不登校の対策を各種載せておりますが、今後も新たに分析をさらに行いまして、不登校の対策のプロジェクトチームを緊急に立ち上げまして、市町村の教育委員会、あるいは校長会とも連携して有効な手立てを打ってまいりたいと、具体的な支援、先進的な事例を緊急に各学校に紹介するなど、ここに書いてあること以上のものを急いで行わなければいけないと思っております。以上でございます。

教育長 今の話の中で、復帰率が高まってきているわけだし、特に中学校の復帰率、年々高くなってきますよね、19年度から。一方で新たに不登校になる子どもたちも85人、86人、71人という具合にすごく増えてるわけですね。そのあたりのところを、この復帰率が高まる一方で増えてくるというその指導とか、こちらの施策が効果を上げてるという一方で、でも間に合わないくらい新しい要素ができてるといことですね。

小中学校課長 スクールカウンセラーからの聞き取り、あるいは各生徒指導の担当の教育局にも東部、中部、西部とおりますが、あるいは小中にもおりますが、直接聞き取っている中では、消極的な保護者の方の意識、あるいは学校を休まない意識の低下とか、発達障がいとの絡みとか、少しのことで何とか乗り越えられていたところが簡単に乗り越えられなくなっている現状、これは以前から言われていることでございますけど、あるいはネガティブな気持ちの表出というのが、なかなかやりにくくなってきたと、感情が言葉に出ないとか、そういったようなことも、あるいは親の離婚による子どもの動揺、子離れができない保護者の姿、そういったところがいろいろ出てきてはおりますが、各市町村では、3歳児健診とか5歳児健診で発達障がい等、特別な支援を要する子どもたちを早く発見して小学校に繋げるというような取組をやっておられるところもございます。そういったところが新しい動きとして福祉や医療等に繋がっていかねばいけない必要性があるのかなと思っております。

委員 復帰した子のアフターフォローというのはどうなんですか。要は、繰り返す場合があるので。

小中学校課長 そのこともまだ十分追いかけてはおりませんが、復帰してから、中1で帰っても

中2で本当にそのまま大丈夫なのかどうかということも、追跡調査を行わなければいけないのかなと思っております。

委員 そもそも鳥取県の場合は母数が少ないので、1人、2人動いても、5人ぐらい動いても結構数字が動いてしまうということがあると思います、ほかの都道府県なんかに比べて。それでそうした時に、今おっしゃってるこれに対してのなるべく迅速な対応をとということは全くそのとおりだと思うんですけども、一方で結果を急ぐというか、そうすると、どうしても現場のほうは、子どもに変に頑張り過ぎちゃって圧力をかけるみたいな感じになってしまうんじゃないかというようなことを危惧するところもあるんですね。ですから、おっしゃっていることはそのとおりだと思うんですけども、基本的には、なかなかこれという原因が特定しづらいものだと思うので、長期的に対応するんだという、本質的な対応をするんだということを一方では思っておかないと、またそれはそれで変な抑圧が生まれてしまっただけは困るんじゃないかなということをおもいました。

小中学校課長 ありがとうございます。

委員 私も何かそんな気がします。なんか数字とかデータとかで判断してしまうと、管理職の社会で抑圧されるっていうか、そういうものをすごく感じるんですね。それで、なんかやっぱりデータとかをはねのける強い心というか、そういうのを植え付けるほうが、管理職のほうもですけどね。そういうのはつける力っていうのを養成してもらったほうがいいような気がするんですけどね。数字ばかり追いかけるっていうのはちょっと。

委員 30日を29日にすればいいのかっていう話ではないはずなので。

委員長 私も、これを一つの学校を点検する材料として、学校の授業とか学校の中の様子はどうかというのを見ていかないといけないと思います。私も数字にはそれほど敏感に強く反応しなくてもいいように思ったりもするんです。というのは、学校に復帰できた子が、一日中学校生活が全うできて帰っている状況ばかりではないでないかと、ちょっと学校に来れば、1時間でも来れば、この子は登校扱いになる。4時間いても同じ扱いですよ。ですから、そのへんの内容の違いがありますので、数字にそれほど強く反応しなくてもいい。ただ、学校の中の授業とか仲間づくりとか、そのへんに問題がありはしないかということ、やはり学校とか、いろいろ局のほうも行っておられるんですが、私たちも視察に行かせていただいて、様子なんかを見させてもらえればなと思っております。やはり数字で学校に追及されるとものすごく、管理職もですが、担当教諭も硬くなってしまっていくわけですね。逆によくない反応も、その家庭の保護者も子どももなってしまうということも、以前私もありましてね。案外、期が熟してくるまで、温かく見守るといったことを言ったときもありました。

委員 こういう情報は、小学校から中学校、中学校から高校という、上のほうへの連携というのはどうなっていますか。ちゃんと行ってるんですかね。

小中学校課長 小中の連携、あるいは保幼小の連携というのは、以前よりもずっと個人を追いかけていくようになってきていると思いますし、中高も入試が終わってから、連携も持っていただいておりますので、以前よりはだいぶ深く追いかけられるようにはなっていると思いますけども、ですけどこういう状態が出るっていうことはまだまだ不十分だと思います。

委員 大学に来てからやっぱり不登校になる子がいるんですけど、もうほとんど高校、中学校のときに不登校してるんですね。その情報をきちんとキャッチして丁寧に関わると随分違うんです。だから、その連携というのはかなり重要なこと、大体環境が変わったときに起こりますからね。間違いなく。

委員長 特に平成16年、17年ぐらいでしたか、やっぱり小学校との連携、中学校ということで、校区ごとに不登校対策委員会というのを起ち上げて、毎月、これも小学校の担当教諭とか管理職も踏まえて、地教委の方も入って会を持ちました。家庭の状況なり親の教育方針なんかも状況がよく分かって中学校としてはよかったですけど、人数が増えると結構な時間がかかるんです。一人ひとり検討してどうするか。でも、そういうことをする中で、日常生活、学校の中で子どもを見る視点が変わってきて、早く下足場に行って、この子が来ているかどうか見るとか、名前が挙がった子なんかを特に注意して見る

ことができたというのもあります。

委員 教育の現場が分からないもので、我々よく言ってきましたけれども、どうしても学校行きたくないとか、そういう時期ってあると思います。全員が。先ほど誰かお話あったように、皆さんが不登校ゼロかと言うと絶対あり得ない。ゼロがあり得ない中でどれだけ子どもたちを1人でも少なくするかといったときに、この復帰率が大切だと思うんですね。この後、先になりますけど、なんかこう最近見ると、やっと高校に行って、高校の定時制が結構不登校率が多くなっている。割とそういう進路的なものがあるみたいなんですけど、私が知りたいのは、そういう経験をして復帰した子どもが、高校へ行ってその後社会人になって、どのように成功しているのかという例はたくさんあるんですか。そういうものを追求したことがあるのかなと思って。

参事監兼高等学校課長 高校のほうではそこまで追いかけておりません。

委員 でしょう。いや、各セクションが違うから追いかけれないと思うので、そうじゃなくてね、やっぱり子どものそれを減らすということに対しては、先ほどの連携じゃないけど、一人の子どもを例えれば追っかけて、ずっと、こういうことがあった。また高校に行こうだった。社会人になってこう立派に頑張っている。そういう例というか、そういうふうなちょっと追求していただいて、それを子どもたちに対して教えてあげる。そんな教え方があったとしたら随分違うような気がするんだけどね。きっと不登校になったときの、みんな子どもたちの気持ちというのは落ち込んでるわけです。それに対して自信を植え付けてあげたいということであれば、そういう成功の道しるべというか、そんなことを教えてあげるためには、学校現場としては、なんかそういう調べるといのは価値があることじゃないかなと思うんですけどね、それなりに。ぜひやっていただきたい。小学校だ、中学校だ、高校じゃなくて、全体として社会に向けて、子どもが歩む道しるべを、ぜひ探っていただきたいなと思いますね。

委員 生き方も、いろんな生き方があると思いますね。

委員 そうなんですよね。いろんな生き方があるんですよ。そういうことがあってもいいんだけど、これをどんどん立ち直っていけばいいんだよ。みんな経験することなんだよと、そういう世界があってもいいんじゃないかなと思うんです。それは復帰率というものは、例えば不登校が鳥取県は随分多い。全国で4番目。でも、復帰率はナンバーワンですよみたいなことになれば、それは立派じゃないかなと思うんですけどね。

委員長 私も今で言えば、大半の子がそのように復帰できて、社会で何らかの仕事ができるという状況になってくれるのなら温かく見守っていようと、時期が来れば。ところが、引きこもりになってしまう子も中にあるんですね。大人になっても、何歳になっても。そのへんのところをちょっと心配して、早急に対応ということも考えているんですが、実際に私の出会った子どもたちの中にも、中学校の不登校でも高校に通い出して、今もどこかのお店へ行くとその子に出会うということも3~4人いるんですね。「ああ、これはよく頑張って、社会に貢献できるようになったな」というふうに思う。確かにそういう子もいます。まあ、一人ひとりいろいろで、我々もどう対応したらいいかというのは苦しむところがありますね。

委員 なんでもね、例えば経済で八起会というのが「七転び八起き」の八起会ですね。倒産した人が全員集まって、今こうやって生きていますみたいな話をすると、またそれはそれで経験されたことも話すし、随分と貴重な場合があって、自信を見つけてくれるところもあるんです。そういうことやめようになって。やっぱり教育というのは、追求したときに、繋がりの中でこの子どもたちをどれだけ1人でも多く立派に社会に送り出してやるんだということを考えた場合に、じゃあ何をすべきかということを考えていただきたいなって。やっぱり、それこそが本来の教育じゃないかなというような気がするんですけどね。

委員 なかなか難しいと思うのは、多分不登校の基本は、長いものさしでゆったり構えるというのが基本なんですけど、ここ一番負荷を与えてボンとやって立ち直る子もいるので、その一概にスパッと「いいよ、いいよ、いいよ」だけで過ごしていいのかどうかということも分からないという。だから、それだ

けに一人ひとりをよく見ないと対応が違ってくる感じになりますよね。

委員 私もなんかそう感じてますけど、立派な方がお話を聞いてくれるよりは、どんな方でもいいから話を聞いてもらえるという、そういう対象の方がいらっしゃるのが、なんか子どもたちは一番求められているような気がするんですね。些細なことでも話を聞いてもらえる相手というのは、ここにカウンセラーの方とか書いてますけど、もっと目線を下げて聞いてもらえるという、そういう場面があったほうがいいんじゃないかなと思います。とても感じやすい時でしょうからね。

委員長 私それね、小さい、幼児期のときからそれをすごく思うんです。お母さん忙しいから、聞かないで言うことだけ、ポンポンと言っちゃうんですね。そこの触れ合う時間があって、子どものことをしっかり聞いてやれるような状況というのが今の幼児期からね。

委員 でも、それが無理だったら、小中学校にいてそういうことをしてあげるのもよいかもしれませぬね。

委員長 そうですね。

委員 柔軟性を持って対応しないと難しいと思いますね。

教育長 近いうちに、いつになるか分かりませんが、でも、できるだけ早い時期に委員の皆さんでスクールミーティングというのをやっていたけれども、こうして不登校の児童、生徒がたくさん出ているところに実際出て行って、直接担当の方とか校長さん方と意見交換して、何が課題で、我々が持っている認識とまた違った認識をお持ちかもしれませぬし、そのあたりの現場での声を聞く会を持ってみたいと思うんですけれども、いかがでしょうかね。

委員長 はい。どこか多い学校と、そう出ない学校と、やっぱり両方の学校をね。

教育長 そうですね。

委員 なかなか難しい。そういう学校に繋いでもらうのは難しいという話が以前からありますけど、ぜひ。

教育長 そこはまた教育局も通しながら調整して、東・中・西それぞれ見て行ったほうが良いと思いますので、またこれは日程調整をさせていただきます。

委員長 よろしいでしょうか、この件については、では、続いて報告事項工を説明してください。

[公開]

報告事項工 平成22年度鳥取県立高等学校不登校生徒の状況について 参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。失礼します。平成22年度鳥取県立高等学校不登校生徒の状況について報告いたします。1ページをご覧ください。ちなみにグラフは、全国と県内の出現率がありますが、全国も上昇しておりますが、県内のほうもずっと2年連続で上昇しているような状況でございます。学年別で申しますと、1年生が圧倒的に多いという状況になっております。

2ページをご覧ください。「不登校のきっかけ」ということで、本人の問題に起因する項目の合計が大幅に増えております。これは4ページで、以前ご説明したことがあるかと思いますが、「本人の問題に起因」というところで「あそび・非行」でありますとか「無気力」「不安など情緒的混乱」「意図的な拒否」というような、そういうような項目が22年度から入ってきたことによって、そうやって細分化されたところにこう数字が入ってきたのではないかというふうに思われます。

返って2ページを見てください。分析といたしまして、全日制課程は減少傾向にあるものの、定時制課程で増加傾向にある。特に1年生の不登校生徒が多いということが、じゃあなぜそうなっているのかなというように考えてみました。1つ目が、中学3年生の不登校生徒が増加傾向にあるということ、そのうちの生徒の多くが定時制のほうに進学しているような事実がございます。また、21年度1年次の不登校生徒の修得単位が少ない生徒は、例えば鳥取緑風で言いますと、25単位までないとそれ

は1年生として扱います。50単位までないと2年生として扱います。50単位以上で3年生として扱うんですが、21年度で1年生として入学しても、その単位が取れてない生徒につきましては次の年も1年次生として扱いますので、そういう形で数字が増えているのではないかというふうに思われます。また、本人に関わる問題がきっかけで不登校となる生徒が増加しておるということで、背景といたしまして、学校の学びということに興味を持てない、将来の展望が持てないというようなこと、あるいは友人や家族との関わりが希薄になっているというようなことが考えられます。

それから3番の「不登校の状況は深刻化」と書いておるんですが、いろんな機関が関わって、それから先生方も関わっているいろいろな働きかけはするんですけども、年度末に復帰できる高校生は全体の約14%に留まっているという状況があります。これは、やはりそういう初期の対応が重要ではないかということで、そのように考えております。

3ページをご覧ください。今後の不登校防止策といたしまして、子どもたちにコミュニケーション能力でありますとか、人とうまくやっていけるような、そういうソーシャルスキルというものを身に付けさせるようなトレーニングが必要なのかなということ。それから、QIでありますとか、そういう生徒の内面を見るような調査をいたしまして、その結果を基に面接を繰り返して子どもたちのカウンセリングをして支援していくというもの。それから、発達障がい起因するケースもあることから、関係機関との連携、また、すべての職員がそういう生徒にどのように対応していくかということの研修、こういうことも必要だろうと考えております。それから、それぞれの学校の状況においてキャリア教育を一段と充実させていきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長 高校の不登校の件について何かご質問はありますか。

委員 1点教えてください。2ページの2の(3)で、年度末の時点で授業に出席できるようになった生徒が30名で14%だとあるんですけど、それは授業に出席にできるようになったというのは、1日のうち例えば1個でも授業に出たらなのか、基本的にその全部出られるようになったということなのか。

参事監兼高等学校課長 高校でやっておりますのは、完全に1限から6限までありましたら全部で、ショートホームルームから出れるようになったということで、保健室とか、例えば教育相談室にいて勉強してたとか、そういうことは出られるようになったということには入れておりません。

委員 なるほどね。

教育長 その2ページの(3)担任、学年主任とかいろんな方々が連携して支援しているのにも関わらず14%に留まっているというのは、やっぱり関わり方に課題があって、なんか一生懸命やってるんで、意欲もない生徒が悪いというふうにも言えるけども、そういう意味じゃなくて、一生懸命やってるんだけど、なかなかかみ合わないんで14%になってるということなんですね。取り組みのほうは正しい方向なんだけども、それに応えようとしないう生徒が課題であるというふうにも読み取れてしまうんですけど、そうではないんですね。

参事監兼高等学校課長 はい。

委員 私は14%はよく出てる数字だと思いますけどね。

教育長 中学校や小学校の復帰率に比べたら低い。

参事監兼高等学校課長 中学校や小学校は多分学校に行けてという、基準がちょっと違うと思います。高校の場合は授業に全部出られるようになったという、そういう条件で書いております。

教育長 ちょっとこの「支援しているにもかかわらず」という表現が気になります。

委員 高校の場合は、数が個別高校によって随分違うんじゃないですか。極端になっているのではと思いますね。

委員長 よろしいでしょうか。続いて報告事項を説明してください。

[公開]

報告事項オ 平成22年度鳥取県立高等学校中途退学者の状況について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 平成22年度鳥取県立高等学校中途退学者の状況についてご報告いたします。1ページをご覧ください。グラフがございまして、全国平均より低いものの、生徒100人当たりの退学者の割合が0.27ポイント上昇するというふうな状況になっております。このうち、1年生の退学者数が大幅に増加しているということが増加の主な原因になってきております。

2ページをご覧ください。その理由といたしまして、学校生活・学業不適應を理由とする退学が大幅に増加しているということでございます。また「オ」のところで、学業不振による退学でありますとか、問題行動等による退学という生徒の数も増えております。

分析といたしまして、学校生活や学業不適應による退学が大幅に増加したということ。これは個人の内面的な要因によるものは増加する傾向、内面によるもの、そういうものが増加する傾向が一段と顕著となっているというふうなことでございます。例えば、授業に興味全然わかないでありますとか、人間関係がうまく保てないでありますとか、そういうような生徒が増えてきているということでございます。また、専門高校の特に1年生の退学者数が多く増加しております。背景として考えられることとして、学習習慣や学習意欲を身に付けないまま入学している子どもが多いのではないかと、あるいはその学校がどういうことを勉強するんだ、どういうことやるんだということを十分理解しないまま入学しているという、そういうミスマッチもあるのではないかと、というようなことが考えられています。また、定時制の退学者数も増加しておりますが、これは定時制の退学者数61名のうち不登校から退学に至ったケースが36人で、半分以上が不登校からの退学ということになっております。つまり、人間関係をうまく築くことができない、そういう生徒が結局学校の中にも居場所がなくなって、不登校となり、退学しているという生徒が増えていっているのではないかと、というふうな考えられます。また逆に、今まででしたら就職をするのでやめるという子もいたのですが、長引く不況のせいもありますが、就職を希望して退学するという生徒は大幅に減っております。

3ページの防止策ということで、従来各学校が取り組んでいるその取組を一層充実強化していきたいというふうな考えております。まず一つには、分かる授業を行うということ、それから学校内外において生徒の活躍の場を確保するという、キャリア教育を充実させるということ、基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成を図るということ、教員や関係者が組織的に生徒を支援するというようなこと、そういうことを一層取り組んでいきたいと思っておりますし、また新たな取組といたしまして、中学校、高校との間で情報をもっと共有しよう、そういうシステムを構築していきたいというふうな考えております。なかなか個人情報との関係で子どもの情報が入ってきにくくなっているんですけども、中学校と高校との連携という中で子どもの情報を持ってもらって、その子どもに対して一人ひとりに適切に対応していきたいなと考えているところです。また、中学校に対してもっと高校を知ってもらうという努力を高校のほうもしたいと思っておりますし、中学校のほうにもしてもらいたいというふうなことを考えております。そのために、「こういうことをやっています」ということをもっと高校のほうも積極的に発信して、中学校のほうにも理解を深めてもらいたいな、そういうようなことを考えております。以上です。

教育長 この22年度の高校生全体として、全部で合わせて221人ですよね、不登校ね。それで、3月末現在でその221人のうち72人が退学したんですね。

参事監兼高等学校課長 はい、そうです。

教育長 それは前の報告事項工の5ページの資料を見てますけども、221分の72、3分の1は不登校で退学としていて、その72人も今の報告事項オの中のこの最後の表の4ページを見ると、例えば「学校生活・学業不適應」とかいうところに分類されているわけですね。

参事監兼高等学校課長 はい。

教育長 221分の72というのが不登校での退学というね。3分の1が。

委員 細かいことをお伺いするんですけど、この退学の理由ってというのは、主な理由であるじゃないですか。これは退学のときに聞くんですか。

参事監兼高等学校課長 一応子どもと話をする中でどういう理由でと聞いて、報告書も書きます。

委員 それは先生の側が書かれることで、子どもが自分で丸を付けることではない。

参事監兼高等学校課長 そうではありません。

委員 4ページに中途退学者数の推移というのがあって、一番下の欄のところに退学率というのがあ
るんですけど、これは何分の退学者数ですか。要は、退学率の分子と分母は何ですか。質問の意図は、
もう一つ聞きたいのは、その退学率が上のほうの全日制、定時制、普通科、専門学科、総合学科とあっ
て、これはそれぞれの割合だということなんですが、それぞれの退学率を出すとどれくらいになるだろ
うか。要は、全日制、定時制とか、普通科、専門学科、総合学科別で退学率を出すとどうなるんだろ
うかなという。

参事監兼高等学校課長 調べていけば分かると思いますけど、ちょっと今はわかりません。

委員 それが先ほど言った、詰めていけば高校別に随分違うけれども、さらに全日制、定時制とも随
分違うし、この3つのところでも退学率が随分違うだろうなということが言いたいんですね。

委員 すみません。これって高校の名前って出せないものなんですか。

参事監兼高等学校課長 そうですね。

委員 出されない。

参事監兼高等学校課長 そういう生徒が例えば多く来ている学校も実際にはありますし、そこでも頑
張っておられるというか、子どもたちも必死になってやっているところもあります。それでも、もとも
と多く、例えば不登校傾向の子がやめていくケースがやっぱり多くなっていることもあって、どの学校
がどうこうというのはちょっと。

委員 私立はどうですか、私立。分かりませんか。

参事監兼高等学校課長 私立についてはちょっと分かりません。

委員 分からない。そう。

委員 退学率は大きいと思いますよ。

委員 その学校の運営側の人にとって不名誉であるから公表できないっておかしくないですか。

参事監兼高等学校課長 そうということではありません。

委員 でも、実際それぞれの高校の年間のここ過去何年かの推移ってというのは興味がありますよね。

委員長 県立高校ですからね。市町村立ではないですからね。

教育長 そうしたら、また委員研修の場とかで検討しましょう。

委員 これは、退学率は1年間で出しているんですか。

参事監兼高等学校課長 はい。

委員 だから、1年間の一番初めのときの全校児童分の退学者数、そういう見方ですね。退学率です
よね。

参事監兼高等学校課長 はい。それで出してると思います。先ほど言われました全日制とかの区分の
ちょっと細かいことは。

委員 それはまた教えてください。学校別にいく前の前提の話だと思います。

委員 さっきの退学の主な理由なんですけど、これは今「学業不振」から始まって「その他」までで、
これが合計すると100になる。要するに1個選ぶということになってるんですね。要は、私が思った
のは、例えば「学校生活・学業不適應」と「進路変更」というのは別の項目になってるじゃないですか。
でも事実上これね、なんていうんでしょう、分けられないような気がするんですよ。同じことを、あ
る人は「高校生活に熱意がない」と言ったかもしれないし、ある子どもは「いや、進路を変えるんだよ」
って言ったかもしれないと思うと、要するに、せっかくだから少しでも、その子どもの心情にあった選
択肢があって、それが拾えたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、これだと割とかぶっちゃうん

じゃないかという気がするんですね。それこそ対応された先生のナビゲーションの仕方とかにもよって全然変わってきちゃうんじゃないかなという気がして、事実上ほぼ、かぶっちゃうんじゃないかと。

委員 多分、退学理由でいっぱい書いてると思うんですね。ただ、統計上に落とし込むときに、どれが主だろうというので、ぼんやりしているという、そういうことだと思います。

委員 そこらへんが、せっかくデータを取るんであればもう少し。要するに、客観的に考えて積極的な進路変更という理由の子どもって、ほとんどいないはずですよ。

委員 おっしゃるように全部かぶってますよね。

委員 だから、それが進路変更というのが40%も出てくるっていうのは、これは恐らくあまり実情に即してない結果なんじゃないかなと思うんですね。

参事監兼高等学校課長 そこはもう少し見直します。

教育長 これは国が示している基準なんですよ。

参事監兼高等学校課長 それで、どれかなということで、学校がその中での一番、でもこれだろうというところで選んでいると思いますけどね。

教育長 だから、ここの枠の中に入れ込まざるを得ないんですよ。ただ、その前の段階の生のデータをもっと少し知ることができたら違った解釈もできるかもしれませんね。

委員 そういう意味では事例研究みたいなことをやったほうがいいかな。

委員長 不登校と合わせてこの中途退学って大きな問題ですね。これほど小さい県の鳥取県で、高校の先生は多分頑張っていたところだと思うわけですがけれども、やっぱり組織的に学校が頑張っていたのかと思うたりしますね。よろしいでしょうか。

では、報告事項力を説明してください。

[公開]

報告事項力 平成22年度問題行動（暴力行為・いじめ）等の状況について
小中学校課長・参事監兼高等学校課長 説明

小中学校課長 はい。報告事項力、平成22年度問題行動（暴力行為・いじめ）等の状況についてご報告申し上げます。小中学校の関係を先にご報告申し上げて、続いて高等学校ということにしたいと思っております。

1ページをご覧ください。2番目に暴力行為発生件数の推移ということで実数が上がっております。小学校が横ばい、中学校が減少ということです。ですけれども、中学校の暴力行為につきましても、4項目ございますが、生徒間暴力、対人暴力、器物破損ということでは減少しておりますが、対教師暴力は前年度に比べて増加をしております。このことは、4ページの資料をご覧ください。

1番の暴力行為（2）「暴力行為の区分」というところに4区分ございまして、平成22年度が中学校で対教師暴力が前年度に比べて1.5ということで増加しております。これは、平成22年度、ある特定の学校で頻繁に起こりまして、そのある特定の学校の件数が多かったというところでございます。その学校は、今年度比較的落ち着いております。

2ページ、いじめの推移でございます。下のほうにある黒い丸、鳥取県の中学校、一番下の三角形が鳥取県の小学校でございます。認知の件数、割合でございますけれども、若干どちらも微増、あるいは増加。小学校は微増ですけど、中学校は増加しております。ですけれども、全国に比べて大きく下回っているというところではございますが、中学校の中の22年度のいじめの中身を見ますと、ある特定の女子グループによるいじめの件数が、ある特定の学校に5件あるというようなこともありまして、ここでも特定の学校の件数で占めているというところがございます。また、資料のほうには、中学校で10上がっているというところが、4ページの2番「いじめ」のところ、中学校で10件、前年度に比べて上がっているというところがございます。

3ページの6番「問題行動の未然防止に向けた取組」につきまして、(1)「学校内での指導・支援」ということで、LD等専門員等による研修あるいは教育相談活動の充実。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにお世話になっておりますが、豊かな人間関係づくり、学級活動等を通しました、こういった非行防止等でも警察の方にもお世話になっております。こういったことも踏まえて、生徒指導担当者の連絡会等を含めまして、指導・支援を行いたいと思っておりますし、(2)のほうには家庭や地域との連携、こういうことも行っているところでございますが、油断をしないように見ていきたいと思っております。続いて高校をお願いします。

参事監兼高等学校課長 失礼します。小中とほとんど同じになっているんですが、2ページの一番上にございますように「高等学校の暴力行為は、『生徒間暴力』が増加し、『対教師暴力』は減少」というふうに書いております。先ほど説明がありました4ページの1の(2)でございますが、対教師暴力が8件から3件に、生徒間暴力が26件から40件にという形で増えております。それからいじめにつきましては、4ページの一番下の「いじめの解消状況」というところを見ていただきますと、高校ではいじめがまだ残っているということで、2という数字が出ておりますが、3月末現在でもまだ2件残ってますということです。その後、現在はもう解消してゼロになっております。

取組ということでございますが、小中のほうからもありましたけど、特に高校のほうでは、去年、携帯、インターネットによるトラブルの防止ということに生徒自らが取り組んでいこうというような形で、岩美高がモデル的にそういう取組をいたしました。今年は、あと鳥取商業、鳥取中央育英、米子高校という4校にまで広げて、子どもたちが生徒会、そして自主的に自分たちで考えていこうよという形の中で、こういう問題行動を防いでいける契機になればというふうを考えております。以上でございます。

委員長 何かございますでしょうか。

委員 高校で先ほど中途とか、退学とか、不登校は校種別ではいろいろ書いてあって、こちらのいじめは、今日いただいたデータにはそういう別はないというのは、あまりそれはそういうことと関係ないと見ていいのかわ、実情はあるんだけど、たまたまデータがないというふうなのかわ、どちらなんですか。

参事監兼高等学校課長 例年この暴力行為、いじめというのは、一括して小中高でこういう形で報告させていただいているようでして、校種別というような形では今までも作っていないようです。

委員 それは、その意図は何なんだろうね。いや、案外、事の性格上、あまり校種別には関係ないのかなという気もしないではないんですけど、先ほどと違って、そこらへんの意味を知りたいです。もしあれだったら、時間があるときでもちょっと調べてみてください。

参事監兼高等学校課長 分かりました。

教育長 これは国の発表の仕方です。こういう形で国が発表しますので、それを受けて。

委員 高校はね。

教育長 ですから、もう小中高という形でいきますので。

委員 ただ、鳥取県の実情を知る上でどうなんだろうと。

委員長 次の報告の説明を受ける前に、先ほどの不登校とか中途退学とか、この問題行動ですっていうのも、このようにして説明を受けると、鳥取県の学校どこの学校もなんかそういうよくない状況があるように捉えてしまうんですが、そうじゃなくて一部の学校が、あるいはちょっと多いためにこう数字で出すと全体こう上がってくるということなのか、どこの学校もそうなのかということをお尋ねしたいんですけども。

小中学校課長 不登校につきましては、児童数、生徒数だけでいきますと、どうしてもやっぱり母体の多い都市部の中学校に20人とか不登校が出る部分がございますが、小さい学校にも、出現率という意味で郡部の学校、山間部の学校もやっぱり高いところがございまして、背景がいろいろ違うのではないかと考えております。暴力やいじめにつきましては、数が上がってくるのはどうしても特定の学校にまとまった件数があがってまいります。

委員長 ジャあ、どこの学校もそういうふうにして、いくつかの学校で多いところがあると、すべての学校がそういう問題の状況があるわけではないと、こう捉えていいですか。

小中学校課長 はい。不登校については全くゼロというわけに、なかなかならないところもございませんが。

委員長 そうですね。何%かはあるにしても、県全体として資料を見させてもらうとこういう具合に上がってくるんだけど、という捉えでよろしいですか。

小中学校課長 はい。

委員長 次にいかせてもらってよろしいですか。では、報告事項キを説明してください。

[公開]

報告事項キ 教科書採択の要請書について
小中学校課長 説明

小中学校課長 はい。報告事項キは、教科書採択の要請書についてでございます。ご報告申し上げます。一枚物がございますが、7月の委員協議会でお世話になりました自由法曹団の、いわゆる「つくる会」系の教科書、中学校の公民、歴史の教科書を採択しないようにという要請文でございました。採択の不採択という結果を相手方に口頭で、電話で回答申し上げたところ、文書の送付は不要ということでございました。ご報告申し上げます。

委員長 はい。では、続きまして報告事項クを説明してください。

[公開]

報告事項ク 平成24年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験（第二次選考試験）選考基準の公表について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。平成24年度の鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験（第二次選考試験）の選考基準の公表についてご報告申し上げます。一次試験でも選考基準というのを出しているんですけども、これは平成20年の大分県の教員採用に関わる事件を受けての、より透明性を図るということで、本県では平成21年度に実施した平成22年度分からこのように選考の基準を公表しているというものでございます。内容は昨年と少しも変わっておりません。この全部の校種で600点満点という形で実施するようにしております。特に第二次選考試験でございますので、教員としてふさわしい方を選びたいという、人物重視のような選考になっているということでございます。以上です。

委員長 大体昨年度とこれは同じですね。変更点はないですね。

参事監兼高等学校課長 はい、そうです。

委員 模擬指導っていうのは何分ぐらいされるんですか。

小中学校課長 小中で5分ぐらいです。

参事監兼高等学校課長 7～8分ぐらいです。

小中学校課長 これ、何人二次試験に、一次を通すかという人数にもよりますけどね。

委員 5分でこれを見るんですか。

教育長 今年は、でも1日日程を取ってるでしょう、余計に。

小中学校課長 はい。1日、昨年度よりも1日余計に取ってはおりますが。

教育長 ちょっと日程を余計に取ってますので。やっぱりその場のパフォーマンスにどうしても抜けてしまうこともあってはいけませんので、じっくり見れるように工夫をしたいと思います。

委員 集団面接と個人面接の時間をだいたい教えてください。

参事監兼高等学校課長 集団面接で大体30分ぐらいです。

小中学校課長 そうですね。これもまだ何人一次を通すか分かっておりませんが、ですけど集団ではじっくり、複数の受験生を並べて。

参事監兼高等学校課長 個人が20分から30分ぐらい。

委員長 選考基準を見させていただいたんですが、一つ私は質問の内容の中に、もう既に決まっているのかもしれませんが、先ほど不登校傾向の子どもへの対応の在り方でありますとか、今授業中、発達障がいの子もたちが授業をかき乱す例というのも挙がっているようでして、そういう場合への対応をどう考えるかというようなことも、ちょっとどこかに入れていただければいいかなと思いますが。

参事監兼高等学校課長 教員としての資質を見るというところに重点を置いておりますので、いろんな場面、いろんな状況を出しながら、どういうふうにこの受験者が対応するのか、考えているのかということを見ていけるような質問は取り入れていきたいと考えます。

委員長 どうでしょうか。よろしいでしょうか。

では続きまして、報告事項ケを説明してください。

[公開]

報告事項ケ 平成23年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度の実施について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 はい。平成23年度末鳥取県立学校教職員人事異動公募制度の実施についてご報告いたします。はぐっていただいて、この制度は、校長が自分の学校をこういうふうにしたいという校長のビジョン、方向を内外に示すことによって、学校づくりに必要なそのことに応えていきたいというような、そういう人材を広く公募したいというものでございます。それによって、かわってきた教員が意欲を持ってその職務に当たれるというような制度でございます。平成18年度末からこの制度を実施しております。資料といたしましては、3ページに付けている資料でございますが、当初4校からスタートして、昨年度末は12校の応募がありました。ただ、ちょっと地域に偏りがございましたので、そのあたり、東部、中部にももっと応募できるようにということ呼びかけているところでございます。日程等につきまして、2番に書いておりますけれども、9月末までにそれを実施したいと希望する学校が申請してもらいます。以下、それを受けて県のほうで取りまとめをずっとしていくわけですが、12月には希望者が、その学校で面接や論文を出したりとかいうことで選考してもらって、それを県のほうに報告があります。年度末の人事のときにそれを考慮した配置をしたいというふうに考えております。以上です。

委員長 どうでしょうか。よろしいでしょうか。続いて報告事項コを説明してください。

[公開]

報告事項コ 「新時代を拓く学びの創造プロジェクト」第1回高等学校学力向上推進委員会の概要について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 「新時代を拓く学びの創造プロジェクト」第1回高等学校学力向上推進委員会の概要についてご報告いたします。はぐっていただきまして、7月1日に第1回学力向上推進委員会を実施、開催いたしました。これは、すべての県内の高校生が校種区間を越えて、とにかくそれぞれの学力を高めていこう、そのための学びをどのように支援していけばよいかということで、県下を挙げて、学校を越えて子どもたちを支援していこうというものでございます。

この3番に「報告」とありますが、実際にはベネッセのほうから鳥取県の専門高校、普通科高校の学

力でありますとか学習実態調査、そういうことに基づいた分析、こういう状況ですというような報告がございました。また、子どもが自ら学ぶ、そういう意欲を高めるような、そういう指導をされていた岡山県の操山高校の校長先生、それから当時教務主任だった先生をお呼びして、その事例報告を受けました。そういう中で、今後の予定として、それぞれの学校の課題をみんなが共有し、そこから全県的に取り組むべきテーマを設定して施策の提案をしてもらおうということで、現在、委員の先生方から、こういうことをしてはどうだろうかというようなアンケートをいただいて、それを取りまとめて、協議の柱を設定しようというふうに考えておるところでございます。

第2回はこの9月か10月には開催したいというふうに考えているところでございます。以上です。

委員長 どうでしょうか。

委員 これは、具体的な形としてはどういうものやっているとこなんですか。

参事監兼高等学校課長 高校生は、普通科高校と専門高校がありますが、その普通科高校の例えば進学率を上げていく。専門高校でも進学率がありますし、あるいは就職試験に対応するようなもの、要するにそういう学力を上げていくためにどういうふうなことを県挙げてやっていけばいいかというようなことを分析していったり、そのための問題を作ったりとか、そういうふうなことをその下の向上部会ですとか分析部会ですとか、そういうことをこの推進委員会のほうに挙げていきます。推進委員会はまた推進委員会で、じゃあこういうことをやったらどうだろうかというようなことをまた向上部会や分析部会のほうに諮っていくという、そういうふうなやり方で県全体の学力向上ということに取り組んでいくという格好です。

委員長 なんかこれだけの委員の方がおられると、それぞれの高校で校長さんがリーダーシップをお取りになったらできそうな感じがしますね。

参事監兼高等学校課長 自分の高校だけというんじゃなくて、自分の高校もそうなんだけど、「鳥取県の子ども」というところで一緒にやりましょうという考え方です。

委員長 「一緒にやりましょう」ね。当然自分の学校も向上してということですよ。

教育長 その4ページにありますけれども、この推進委員会のもとに2つの部会がありまして、最初の学力分析部会というのが、県内の高校生の模擬試験を基にして、自分の学校だけじゃなくて県全体でどうなのかということ进行分析して課題を把握する。それから、下のほうの学力向上部会というのが、じゃあそれを踏まえてどんな指導方法をやったらいいんだろうかということ、横の繋がりを重視して、スクラムを組んで、これもスクラムなんですね、高校生のね。組んで取り組んでいこうという形です。そのためにも委員としてベネッセ等の意見を入れながら、本当に問題に切り込んでいこうということで、これまで自分のところだけよければいいとか、自分の学校が去年に比べてよかったか悪かったかじゃなくて、鳥取県の公立学校としてももう少し学力向上にミッションとして取り組もうと、そのために組織的に取り組むと。

委員長 それにこれだけやっているんですから大変なことですけど、例えば私は、もっとそれぞれの学校の努力っていうのが求められるんじゃないかなと思ったりもするところがありましてですね。

教育長 もちろんそれがベースなんでしてね。それがベースなんで、各学校は学校裁量予算 等を使いまして取り組んでおりますが、それを踏まえた上でさらに全県的に共通的な課題を認識して頑張ろうということで、当然自分の学校にもそれが還元されてきますので。

委員長 はい、ありがとうございます。

では続いて、報告事項を説明してください。

[公開]

報告事項 平成24年度鳥取県立高等学校推薦入学者選抜募集人員について
参事監兼高等学校課長 説明

参事監兼高等学校課長 失礼します。平成24年度鳥取県立高等学校推薦入学者選抜募集人員について報告いたします。来年度の高校入試のことにつきましては、この推薦入試で何人採るかという以外はすべてお諮りしてるところでございますが、5ページを見てください。昨年度と違っているところということで、2番の(1)の鳥取工業、青谷高校、智頭農林高校、米子工業高校、境港総合技術高校、それから鳥取緑風高校、米子白鳳高校で、昨年度よりも少なめなのって言いますか、そういう募集定員になっております。失礼しました。鳥取工業につきましてはコース制がなくなって1つになりましたので、その半分ということで19人で、1名増えてはおるんですけども、あとの学校では推薦入試で募集する人数がみんな減ってきているということでございます。

背景としては、ちょっと推薦入試でここまで、半分は採りたいというところもあるんですけども、なかなか生徒が集まってこないというようなこともあって、そういうところや、あともう少しペーパーテストとかで向かってきてほしいというのが、というようなことがあるのではないかと思います。

委員 これ合計の数入ってますか。募集生徒数はトータルで、全県で何人。全日制は。

参事監兼高等学校課長 合計が出てないですね。すみません、ちょっと後ですぐに調べてきます。

委員長 はい、何かございますでしょうか。

はい、それでは、次にいかせていただきます。報告事項シを説明してください。

[公開]

報告事項シ 鳥取県人権教育基本方針の第1次改訂について
人権教育課長 説明

人権教育課長 はい。報告事項シ、鳥取県人権教育基本方針の第1次改訂について、その検討状況についてご報告いたします。めくっていただきまして1ページをご覧くださいと思います。1番の(2)の「経緯」を見ていただきたいと思います。今回報告させていただきます県人権教育基本方針でございますけども、これは基本的には平成8年7月、全国に先駆けまして、鳥取県のほうで人権尊重の社会づくり条例が制定されました。これによりまして知事部局のほうでは、平成9年、翌年に人権施策の基本方針が策定され、平成16年にその第1次改訂が行われました。県の教育委員会では、この人権施策の基本的な方針である施策の基本方針を受けまして、人権教育の一層の推進を図るため、平成16年11月に最初の県の人権教育基本方針を策定したところでございます。今回は昨年11月におもとにあります県の人権施策基本方針の第2次改訂が行われることが決まりまして、その内容を踏襲し、本年度県人権教育基本方針の第1次改訂の準備を進めているところでございます。

3番の「改定に当たっての基本的な考え方」をご説明させていただきます。大きく3点ございます。1点目が、従来からの県教育委員会のほうで進めておりました同和教育からスタートした人権教育の推進、これらの基本的な理念、考え方というのは継承していきたいというふうに考えております。

2点目でございますけれども、県の人権策定基本方針、昨年度第2次改訂が行われましたけれども、そこで新たに5つの人権問題への対応というのが追加になっております。枠で困っておりますけども、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、5つの新たな人権課題が明示されました。これを受けまして、人権教育基本方針の中にもこれらをどうやって、どういうふうに学校教育、社会教育の場で教えていくのか、広めていくのか、このあたりを盛り込みたいというふうに考えております。

3点目が、国のほうもこの平成16年から平成20年にかけて、特に学校教育の場におきまして、人権教育を単なる知識として教えるのではなくて、きちんとその態度、意識というものをしっかり根付かせる必要がある。そういうことから文部科学省のほうで、人権教育の指導方法等の在り方について、第三次とりまとめまでが報告になっております。これらの視点というものも今回の基本方針の中に盛り込ませていただきたいというふうに考えておるところでございます。

2ページに、改訂いたします構成図を掲げさせていただいてます。第1章から第4章までにつつまし

ては、現在の平成16年に策定した現行の基本方針と構成内容は同じでございます。この中に具体的な国のほうが示している考え方を盛り込んでいきたいというふうに考えております。内容が大きく追加になりますのが第5章、最後でございますけども、四角で囲っております中に全部で13の人権問題に係る教育というものを掲げておりますけども、第8節から第13節までの、第12を除いた13節までのものに「新」というふうに掲げさせていただいております。この新たな5つの人権問題、人権課題というものを取り上げていくというような形にしているところでございます。

めくっていただきまして3ページ、4ページでございますけども、その具体的な13の人権に対する教育の、その概要を掲げさせていただいております。大きく から まで掲げておりますけども、 については現行の基本方針からどういうふうに改正するのかということ掲げてきております。 が、その人権問題に関する課題として何を取り上げているのかというのを例示しております。 が、その例示を受けてどういうふうに学校現場、社会教育の場で教えていくのかという、どういうふうな教育をするのかということをもとめた内容でございます。同じように4ページののところでは、「新」と書いて、新たな課題についても掲げさせていただいております。

戻っていただきまして1ページでございますけれども、2番に改訂作業の経過と今後の予定を掲げさせていただいております。今回の第2次改訂につきましては、先ほどの改訂に当たっての基本的な考え方の中で、現行の基本方針の内容を大きく変えるものではございません。そういうことで、新たに追加になった項目を中心に学識経験者の方からのご意見をいただき、現在その素案をまとめさせていただいております。この素案をまとめたものを、これからパブリックコメントで県民の皆さんに公開させていただき、関係団体の皆さんとの意見交換を踏まえながら、新たな第1次改訂の内容をまとめていきたいというふうに考えているところでございまして、年内にはこれを完成させて、年内には公表まで持っていきたい。そういうスケジュールで考えているところでございます。以上でございます。

委員長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、続きまして最後です。報告事項を説明してください。

[公開]

報告事項 ス 養護教諭制度70周年記念学校保健功労者文部科学大臣表彰について
スポーツ健康教育課長 説明

スポーツ健康教育課長 はい。養護教諭制度70周年記念学校保健功労者文部科学大臣表彰についてご報告します。1ページをご覧ください。この表彰は、養護教諭制度70周年を記念いたしまして長年にわたって学校保健の普及と向上に顕著な功績があった者として、本県から5名の養護教諭が受賞されました。5名については記載のとおりであります。3としまして各受賞者の功績概要を記載しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。4としまして、表彰式でございます。去る8月4日、佐賀市で行われました全国養護教諭研究大会を通じて5名の方の表彰式が行われました。簡単でございますけど、以上でございます。

委員長 そうですか。以上で報告事項を終わります。一応議事は終了しましたが、委員さんのほうから何かございましたらご発言をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の定例教育委員会はこれで閉会にしたいと思います。次回は9月6日に開催を予定しておりますが、いかがでしょうか。

では、以上で本日の日程を終了します。どうもお疲れさまでした。

(12 : 20 閉会)